

令和8年4月1日開始

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符



青切符制度とは??

自転車運転者が一定の違反行為をした場合に、「青切符」による反則告知を行い、反則金の納付を通告するものです。一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結されます。

16歳以上のすべての人が対象です。

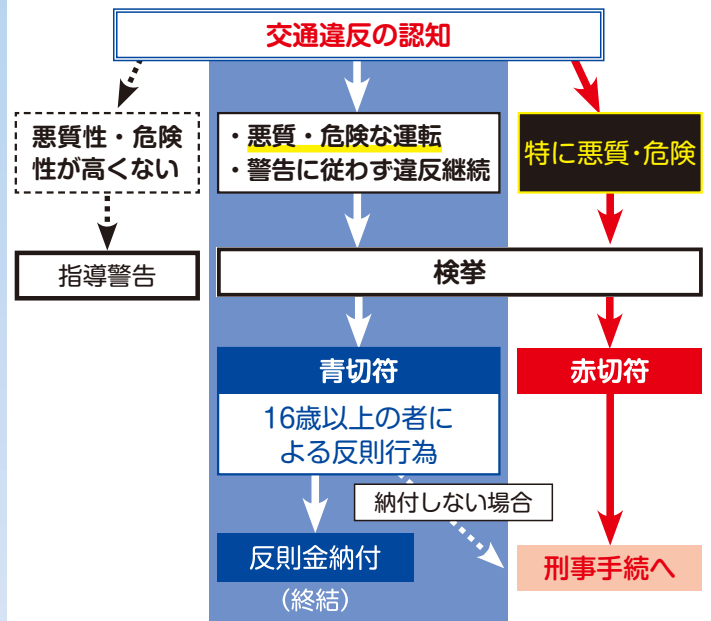
交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに、違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が取締りの対象**となります。



酒気帯び運転・酒酔い運転、妨害運転（おとり運転）、携帯電話使用等（交通の危険）など、特に悪質性・危険性が高い重大な違反行為は、**青切符制度の対象外!**

従来どおり**赤切符**による刑事手続となります。

➤ 手続の流れ



➤➤➤ さらに詳しく!

「自転車ルールブック」(警察庁)



point

検挙後の手続は変わりますが、自転車の交通ルールや指導取締りの考え方は変わりません。

➤ 反則行為の例

携帯電話使用等 (保持)



12,000円

遮断踏切入り



7,000円

自転車制動装置不良



5,000円

信号無視



6,000円

一時不停止



5,000円

車道の右側通行



6,000円

さらに詳しく! ➤➤➤

ルールを確認!

自転車を利用する皆さんへ

自転車安全利用五則や、その他のルールなどについて詳しく掲載しています。再確認してみましょう。



スマホで楽しく学習!

東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。

